様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2024年12月26日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ひだしんようくみあい  一般事業主の氏名又は名称 飛 驒 信 用 組 合  （ふりがな）おおはら　まこと  （法人の場合）代表者の氏名 　大原　誠  住所　〒506-0009  岐阜県高山市花岡町一丁目１３番地１  法人番号　2200005009700  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ひだしんDX戦略 | | 公表日 | 2024年12月24日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当組合ホームページに掲載  公表場所：https://www.hidashin.co.jp/about/dx.html  記載ページ：P2,3,4,5 | | 記載内容抜粋 | 当組合では、デジタル技術の進歩やライフスタイルの変化、他業態の参入によって、顧客ニーズやサービスが多様化・複雑化しているなか、デジタル技術を活用した業務改革と利便性の高い金融サービス提供により企業価値を高めていく必要性を課題と捉え、経営ビジョン・ビジネスモデルを策定。  【経営ビジョン】  コンセプト『デジタルイノベーションのサステナブルフューチャー』  ・当組合は、DXによる先進的な取り組みと、CSV経営の深化・継続を通じて、地域社会とともに持続可能な未来を創造します。  【ビジネスモデル】  ・デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進を通じて地域課題を解決し、地域社会とひだしんが共に持続可能な未来（サステナブルな未来）を創造していきます。また、デジタルイノベーションを活用し、未来への市場環境の変化や技術の進化に柔軟かつ効果的に適応できる体制を構築します。  ・このアプローチにより、地域金融機関として革新的なデジタルテクノロジーを活用し、未来志向のサービスを提供することで、地域社会のサステナブルな未来の実現に貢献することを目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 「ひだしんDX戦略」の策定については、2024年12月24日飛騨信用組合常勤理事会（経営の最高意思決定機関）にて承認 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ひだしんDX戦略 | | 公表日 | 2024年12月24日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当組合ホームページに掲載  公表場所：https://www.hidashin.co.jp/about/dx.html  記載ページ：P6 | | 記載内容抜粋 | 【戦略①】 DXによる顧客サービスの拡充  ➢先進的金融サービスの提供  ・デジタル化された金融サービスの提供  ・電子地域通貨「さるぼぼコイン」の進化  ➢地域・お客様のDXサポート  ・デジタルチャネル（非対面取引）の強化  ・地域の行政や企業等との連携や、DX推進を目的としたDXセミナーの開催など  【戦略②】 業務のデジタル化、ぺーパーレスなど組織内DXの推進  ➢業務効率化によるワークライフバランスの向上  ・生成AIの活用による業務の効率化  ・グループウェアのさらなる活用（各種内部申請等）  ➢デジタル技術活用による業務プロセスの改革および営業店事務の大幅削減  ・業務の本部集中化  ・さるぼぼコインの取引情報や渉外支援システムの定性情報等蓄積データの活用（データ分析による営業推進）  ・印鑑レス、ペーパーレスの推進  【戦略③】 DX人材の育成及び職員のデジタルリテラシーの向上  ➢組合内のDX推進に加え、地域中小企業のDXへの取組みを後押しすることも重要であり、役職員における知識、ITリテラシー向上に努め、地域社会に貢献していくDX人材を育成  ・eラーニングの受講  ・推奨資格の設定  ＜補足＞  さるぼぼコイン…当組合が運営するデジタル電子通貨アプリ | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 「ひだしんDX戦略」の策定については、2024年12月24日飛騨信用組合常勤理事会（経営の最高意思決定機関）にて承認 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①ひだしんDX戦略  記載箇所：P9「DX推進体制」  ②ひだしんDX戦略  記載箇所：P6　戦略③ | | 記載内容抜粋 | ①DX推進体制  ・専担部門を「事務部デジタル推進課」と定めDXを推進します。  ・専担部門は、営業店事務の熟練者等により組織した「事務合理化委員会」と連携し情報を共有（業務プロセスの検討、現場意見の集約）。  ・また、本部各部や営業店からは常に要望や提案を受けられる体制としています。  ・また外部機関（ベンダーや専門家など）と連携し、DXに取組みます。  ②DX人材の育成及び職員のデジタルリテラシーの向上  組合内のDX推進に加え、地域中小企業のDXへの取組みを後押しすることも重要であり、役職員における知識、ITリテラシー向上に努め、地域社会に貢献していくDX人材を育成。  ・eラーニングの受講  ・推奨資格の設定 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ひだしんDX戦略  記載箇所：P7「ITシステム活用環境整備の具体的方策」 | | 記載内容抜粋 | ・システム投資の最適化  ・次世代型（セルフ）・コンビニ型店舗の導入  ・インターネットバンキング、投資信託、定期預金販売のアプリ化検討  ・業務へのクラウドサービス導入の検討  ・タブレット端末を活用した申込や届出対応（デジタル署名の導入）  ・窓口端末および業務用PCの更改  ・社内ネットワークの改善検討  ・ATMおよび出納機の機能拡張 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ひだしんDX戦略 | | 公表日 | 2024年12月24日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当組合ホームページに掲載  公表場所：https://www.hidashin.co.jp/about/dx.html  記載ページ：P8 | | 記載内容抜粋 | 【戦略①】DXによる顧客サービスの拡充  ➢非対面チャネルの利用件数  ➢さるぼぼコインユーザー数  ➢非対面チャネルの拡充（サービス数）  【戦略②】業務のデジタル化、ぺーパーレスなど組織内DXの推進  ➢デジタル化（ペーパーレス、印鑑レス）した業務の数  ➢データの利活用により新たに作成した推進資料の数  【戦略③】人材育成  ➢推奨資格取得人数  ➢ｅラーニング受講者数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年12月24日 | | 発信方法 | ひだしんDX戦略  https://www.hidashin.co.jp/about/dx.html  記載ページ：P1　「DX戦略」の制定にあたって | | 発信内容 | 当組合理事長が、DX推進に向けた戦略の策定にあたって、以下のメッセージを発信。  【メッセージ】  近年、デジタル技術の進化は目覚ましく、地域の皆さまにおかれましても、ライフスタイルや事業内容を問わず、社会全体に大きな変化をもたらしています。  こうした時代の流れの中で、当組合は電子地域通貨「さるぼぼコイン」を通じ、地域におけるキャッシュレス化の推進など、デジタル技術を活用した地域経済の活性化に取り組んできました。  今後はさらにDX推進を強化し、業務改革に加え、デジタル人材の育成を通じた企業価値の向上を目指すとともに地域の課題解決に注力してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年10月頃　～　2024年12月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、自己診断結果入力サイトにてDX推進指標の自己診断フォーマット提出済（DX推進ポータル受付番号：202412AH00007600） |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2016年11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ・サイバーセキュリティに関する規程類を整備し、サイバーセキュリティリスク管理体制の構築およびインシデント発生時の緊急対応体制を整えています。さらに、システムリスクの所管部署では平常時より脆弱性情報等を収集し、当組合システムにおけるシステムリスクを評価するとともに、サイバーセキュリティ管理に関する情報収集を実施し、インシデントの発生に備えています。  ・また、定期（年1回）にサイバーセキュリティ演習への参加およびセキュリティ監査・脆弱性診断を実施のうえ、管理体制等の評価を行い、サイバーセキュリティに係る対策及び体制等を適宜見直しています。  ・上記のような取組状況については、定期または適時・適切に経営陣への報告を行っています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。